

令和元年度文化庁委託事業

# 研究目的に係る著作物の 利用に関する調査研究

一般財団法人ソフトウェア情報センター

# 調査実施体制 (敬称略)

- **委員長**

- 茶園 成樹 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)

- **委員 (五十音順)**

- 生貝 直人 (東洋大学経済学部准教授)
- 井奈波 朋子 (弁護士)
- 今村 哲也 (明治大学情報コミュニケーション学部教授)
- 太田 勝造 (明治大学法学部教授)
- 大淵 哲也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 奥邨 弘司 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- 龍村 全 (弁護士)
- 田村 善之 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 前田 健 (神戸大学大学院法学研究科准教授)
- 前田 哲男 (弁護士)

- **オブザーバ**

- 文化庁著作権課担当官

- **事務局**

- 一般財団法人ソフトウェア情報センター

# 調査研究の目的

- 現在、著作権法において研究目的に係る著作物の利用についての個別の権利制限規定は設けられていないが、研究活動に際しては様々な場面で著作物の利用がされており、「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日閣議決定）においては「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。（短期、中期）」として、研究目的の権利制限規定の在り方について検討することとされている。
- これを受け、文化審議会著作権分科会においても、研究目的に係る権利制限規定の創設について検討を進めているところである。
- 本件調査研究は、同分科会の議論を踏まえつつ、研究目的に係る著作物の利用実態や利用ニーズ等について調査研究を行うことにより、今後の制度設計に向けた検討を行っていくうえでの基礎となる考え方や論点・留意事項等を整理することを目的とする。

# 調査方法

## (1) 利用者に対する実態調査

- 国内の企業や大学、公的研究機関等の組織的に研究を行っている者や特定の機関に属さずに研究を行っている者等の多様な研究主体に対して、研究活動で利用している著作物の利用目的や利用主体、対象著作物の種類や性質、利用の態様、権利処理の実態、権利処理を行ううえで支障となっていることや利用ニーズ等について実態調査（対面でのヒアリング調査のほか、書面により回答を得たものも含む。）を行った。

## (2) 権利者団体に対する実態調査

- 著作権関係権利者団体に対して、研究目的の権利制限規定を創設することに関する団体としての立場や懸念される事項等について実態調査（対面でのヒアリング調査のほか、書面により回答を得たものも含む。）を行った。

## (3) 委員会における検討

- 有識者等から構成される委員会を設置して、調査研究の実施方法及び内容に関し専門的な検討を行った。

# 1 利用者に対する調査の結果

## (1) 調査対象者の属性と研究内容

### <企業に所属する研究者>

- ① IT制御のためのコンテンツのあり方〔コンテンツ業界〕
- ② AIを用いたコンテンツ生成（主に音楽。画像、文章等も）〔IT業界〕
- ③ 官公庁や企業からの委託研究〔コンサルティング業界・中小企業〕
- ④ 建設材料〔建設業界〕
- ⑤ タンパク質の相互作用等〔食品業界〕
- ⑥ プラスチック製品の銘柄開発、用途開発〔化学業界〕

### <大学等の研究機関に所属する研究者>

- ⑪ 戦後日本マンガ
- ⑫ 日本語学の研究、コーパスの作成・提供
- ⑬ エンターテインメント・コンテンツに関する法律問題
- ⑭ 医学（疫学）
- ⑮ 慢性期・終末期看護学
- ⑯ 知的財産とイノベーションに関する実証分析
- ⑰ 知的財産法学・実務
- ⑱ 現代美術史、文化研究、作品分析、再制作・復元
- ⑲ 現代音楽史

### <在野研究者（個人）>

- ⑳ 社会科学、計量書誌学
- ㉑ 怪異・妖怪に関する伝承、文学

### <美術館>

- ㉒ 美術史・美術批評・美術作品・美術作家・所在・展示方法・運搬方法・流通／取引状況、修復／保存（全国美術館会議）

# 1 利用者に対する調査の結果

## (2) 研究において利用する著作物等

**ア 対象コンテンツ** ※厳密には著作物とは考えにくいものも含まれている。

- 研究論文や新聞記事、雑誌記事、書籍が最多。ほかにも写真や音楽、楽譜、映像、美術作品、プログラムなど、あらゆる著作物等が利用されることが確認された。

**イ 利用目的・研究との関連性**

- 研究過程での利用：著作物等それ自体が研究対象であるとの回答や、研究における参考資料としているとの回答など と
- 研究成果における利用：論文等研究発表時に掲載するなどを目的とするとの回答など とに大別される。

**ウ 利用方法、利用態様** ※著作権法に触れる利用行為であるかを問わず、実態の回答を得ている。

- 研究過程での利用：紙のコピー、紙の電子化、電子データの保存が多い。それらを共同研究者とフォルダー、メールで共有することも多い。
- 研究成果における利用：当然、自らの論文等での引用が行われているが、出典明示は多く行われている。理工系分野では図表の利用において、自らの実験結果のデータを付加して使うなど、作り直すことが行われていることが確認された。

**エ 利用場所**

- （在野研究者を除けば）職場での利用はもちろんのこと、自宅での利用も多い。図書館での利用も比較的多い。
- 通勤途上、出張先、カフェ、コワーキング・スペースといった回答もあった。

# 1 利用者に対する調査の結果

## (2) 研究において利用する著作物等

### オ 利用主体

- 研究者自身が利用することはもちろんであるが、研究補助者や共同研究者、さらに企業内の研究チームなど、広い意味で研究チームでの利用がなされていることが多い。
- 研究内容の特殊性によるものと考えられるが、利用するデータが膨大であるために、事業者に入力を委託している例もあった。

### カ 対象コンテンツの入手先・入手方法

- 購入されたものの利用が最も多い。論文に関しては商用の電子ジャーナルサイトの利用が多く、プレプリント・サーバーはそれほど回答がなかった。一般のウェブサイトからの入手も多く、図書館も活用されている。

### キ 研究の営利性

- 企業に所属する研究者は、自らの研究に営利性があるとの認識はあるものの、学術的研究を手掛ける研究者には、研究目的での区分は難しい、基礎的な研究は非営利的、との認識もある。また大学等との共同研究の例もある。
- 大学等に所属する研究者の中にも、企業との共同研究の場合に「微妙」と感ずるという回答、共同研究の段階では非営利的と考える回答もある。
- 営利性という点に関して大学等に所属する研究者から、研究成果の企業等へのライセンス、画廊からの依頼に応じて研究対象についての解説執筆、また研究成果に関する書籍の執筆を挙げる回答もあった。

# 1 利用者に対する調査の結果

## (3) 現在行っていないが今後行いたい研究利用

- 新たな技術に即して利用の仕方が変わる可能性に言及する回答もあるが（例えば、映像コンテンツをAIにより分析するなど）、新たな対象や利用態様というより、現状の阻害要因が取り除かれれば研究を広げたいという回答が多い（社内外の共同研究者と論文等の共有をしたいなど）。

## (4) 研究の内容の区分等 ※学術的研究と製品開発目的の研究等

- 企業に所属する研究者の回答は、意識に違いはあるものの厳密な区分は困難とする回答が多い。大学等に所属する研究者では区別する意識があるとする回答がある。

## (5) コンテンツを研究利用する上での組織の内部規定

- 組織として「倫理規定」が定められているとする回答が多くみられるなど、何らかのルールがあることを見て取れる。

## (6) 許諾取得における問題意識

- ア：許諾の窓口に関すること（どこに利用の可否を問い合わせればよいか分からないことがあるなど）、イ：許諾までに時間がかかる・煩雑であること、ウ：利用条件に関すること（利用許諾条件が不明、許諾元となる組織や人によって許諾条件がまちまちであるなど）、といった、おおむね3類型の問題意識が示された。

## (7) 利用の是非を迷う等の経験

- ア：著作物への該当性（著作物であるか否かが不分明である）、イ：権利範囲・権利制限の適用可能性（引用の範囲内かどうか、無許諾でアップロードされた動画を授業で上映することが可能かどうかなど）、ウ：権利処理の不明性（ライセンス・フリーとされるコンテンツが適法にライセンスを受けたものであるかどうか判断できないなど）、といった、おおむね3類型の理由が示された。

## (8) 研究利用におけるコンテンツ利用に対する阻害要因、解決策

- ア：制度的な阻害要因と解決策、イ：実務的な阻害要因と解決策、ウ：制度と実務の両方に関わる阻害要因と解決策、といったタイプの回答が示されたほか、エ：制度と実務の両方に関連する解決策として位置付けられると考えられるが、利用許諾の簡便性等の確保についての要望、提案が多く回答された。



# 2 利用者でもある権利者に対する調査の結果

## (1) 調査対象者の属性と研究内容

研究者は、著作物の利用者であると同時に、自ら執筆する論文等の権利者の立場にも立つ。そこで今回のヒアリング調査では、利用者としての意見を調査した前節の研究者18者のうち13者より、権利者としての立場に立った場合の意見を調査した。なお、研究者に付したものと同一の番号を付している。

### <企業に所属する研究者>

- ① IT制御のためのコンテンツのあり方〔コンテンツ業界〕
- ② AIを用いたコンテンツ生成（主に音楽。画像、文章等も）〔IT業界〕
- ④ 建設材料〔建設業界〕
- ⑤ タンパク質の相互作用等〔食品業界〕

### <大学等の研究機関に所属する研究者>

- ⑫ 日本語学の研究、コーパスの作成・提供
- ⑬ エンターテインメント・コンテンツに関する法律問題
- ⑮ 慢性期・終末期看護学
- ⑯ 知的財産とイノベーションに関する実証分析
- ⑰ 知的財産法学・実務
- ⑱ 現代美術史、文化研究、作品分析、再制作・復元
- ⑲ 現代音楽史

### <在野研究者（個人）>

- ⑳ 社会科学、計量書誌学
- ㉑ 怪異・妖怪に関する伝承、文学

# 2 利用者でもある権利者に対する調査の結果

## (2) 創作する著作物

### ア 創作する著作物の種類

- 論文〔①②④⑤⑫⑬⑮⑰〕
- 書籍（事典、児童書、研究本）〔⑳〕
- 報告書〔①〕
- プレゼンテーション等発表資料〔①⑤〕
- プログラム・ソースコード〔①〕
- 特許出願用文書〔⑤〕

### イ 著作権の帰属

- 所属企業〔①⑤〕
- 研究者個人〔⑬⑰⑱〕
- 論文誌に投稿する場合は、論文誌のポリシーによる〔①②⑤⑮〕
- 著作権の帰属について、所属する組織に明確な定めはない。〔④〕

## (3) 許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合

- 論文の利用について、執筆者としては多くの人の目に触れることを一様に優先しており、いかなる利用でも構わないとする回答が多い。ただし、剽竊や内容の改変、貶めるような態様での利用は認められず、また執筆者名や出典を正しく表示することを条件とする回答が複数あり、またウェブ等への無断アップロードへの抵抗感、出版者への配慮を示す回答もある。

## 2 利用者でもある権利者に対する調査の結果

### **(4) 無償ではなく、補償金の支払いがあれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合**

- 一様に、利用に対して金員を貰うという発想はみられない。

### **(5) 自らの著作物についての許諾の手続はあるか**

- 特段の手続を意識する者はなかった。

### **(6) 許諾を求められた経験はあるか**

- 経験はないとする回答が多く、許諾を求められて拒否したという回答は得られなかった。

### **(7) 研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みが整備される予定を知っているか**

- 全て「承知していない」との回答であった。

### **(8) 著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用**

- 海賊版など著作権侵害行為によって自らの著作物が利用可能となっている場合でも問題はないとする回答では、何らの問題もないとする回答、改変や名義を偽る等の場合以外は問題ないとする回答、著作権侵害であることを知らないで利用する場合は問題ないとする回答があった。
- 一方で、本来は有償のサイトから入手すべきものが配信されている場合には問題があるとする回答、また違法なアップロード行為そのものを研究するのであればよいが海賊版サイトにアップロードされている著作物を研究対象とするのは避けるべきとする回答もあった。

## 2 利用者でもある権利者に対する調査の結果

### (9) 研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例

- 「ない」とする回答のほか、アイデアの盗用による論文が学会誌に投稿されることが多いとの問題意識を示す回答などがあつた。

### (10) 著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例

- ないとする回答が最も多いが、論文の剽窃による出版差止事案を知っているとの回答もあつた。また、論文のうち表やグラフなど、むしろ著作物性が低そうな部分の利用について侵害ではないかとの主張をよく聞くとの回答もあつた。

### (11) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて／総論的コメント

- ア：無許諾の利用環境の拡大を是認する回答が多く、その中には、執筆者名の表示、改変されないこと、正しい引用を条件とする回答、商業出版物に配慮を示す回答もある。イ：一方で、権利制限ということではなく、許諾をベースとして利用を促進するという回答がある。ウ：また、利用目的によって取扱を異にするのは、峻別が難しく適当ではないとする回答がある。

# 3 権利者団体に対する調査の結果

## (1) 調査対象団体

著作権に関わる以下の団体から、回答を得た。

- ① 一般社団法人学術著作権協会
- ② 一般社団法人書籍出版協会
- ③ 公益社団法人日本複製権センター
- ④ 一般社団法人日本写真著作権協会
- ⑤ 公益社団法人日本文藝家協会
- ⑥ 一般社団法人日本美術家連盟
- ⑦ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
- ⑧ 一般社団法人日本音楽著作権協会

# 3 権利者団体に対する調査の結果

## **(2) 研究利用において、権利者の許諾なく、かつ無償で著作物を利用しても構わないと考える場合**

- 無許諾無償の利用を認めることには多くが否定的であり、調査対象である「研究」が未定義であることから回答は難しいとする回答が最も多く（4者）、引用を除き想起できないとする回答、権利許諾のためのスキームを作ることが最適とする回答があった。一方で、論の構築のためであれば限定的な条件の下で許容できるとする回答もあった。

## **(3) 補償金の支払があれば権利者の許諾なく著作物を利用しても構わないと考える場合**

- 非営利の研究機関の場合には補償金による報酬請求権制度が考えられるとする回答、お金を払って利用する仕組み作りが権利者・利用者の双方にメリットがあるとする回答があった。一方で、補償金を払えば利用できるということを立場上言うことはできないとする回答があった。
- なお、(2)と同様、研究者のニーズが分からない中では回答困難とするものもある。

# 3 権利者団体に対する調査の結果

## (4) 研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みと利用状況

- 現状で一定程度の利用が可能な仕組みがあるとする回答があった。また、大学での利用に関しては許諾無用としているとの回答があった。

## (5) 許諾を求められたり問合せを受けたりした経験

- 多くが許諾に関する問合せを受けている。権利者の所在情報を知りたいとの問合せを受けることがあるとの回答もあった。

## (6) 研究利用に適用可能な利用許諾の仕組みを整備する予定

- 既存の仕組みや、検討中の別の取組を活用する可能性を指摘する回答があった。

## (7) 著作権侵害行為によって利用可能となっている場合の利用

- 侵害行為は侵害行為として、特別な取扱いにする必要はないとの回答がほとんどであった。

# 3 権利者団体に対する調査の結果

## (8) 研究目的とされる利用で侵害行為と考えた例

- 学会発表では引用として整理可能な利用であっても企業主催の講演会等で対価を得て講演するために利用する場合には利用許諾が必要（許諾を得なければ侵害）との考え方を示す団体があったほか、ブログで音楽評論をしているような「研究者」が楽曲ライブラリを構築し「研究」仲間と共有するような場合は侵害と言えるのではないかとの考え方を示す団体もあった。また、現に係争中の事例があるとする団体もあった。

## (9) 著作権侵害の注意・警告等の経験、周囲の事例

- 海外において出版社等がSci-Hubと称するウェブサイトを提訴した事例、アメリカの「American Geophysical Union等対Texaco, Inc.事件」（1995年）の事例のほか、具体名は示されなかったが係争中の事例があるとの回答があった。

## (10) 研究利用について新たに権利制限を行うことについて

- 補償金支払を前提とする権利制限規定を導入することに賛成の回答が1団体からあったが、その他の団体からは、許諾市場が確立している場合等にまで権利制限をするのは不適當であるとする回答があったほか、研究者のニーズを具体的に明らかにした上で慎重な検討を求める回答が多く寄せられた。



# 研究目的に係る権利制限規定の検討を行う上での今後の課題等

## 1 基礎となる考え方

- (1) 研究目的に係る権利制限規定の検討を行う必要性
- (2) 権利制限規定の正当化根拠

## 2 論点

- (1) 研究目的に係る著作物の利用の実態と現行著作権法との関係
- (2) 既存の利用許諾市場への影響
- (3) 著作権者の利益への影響
- (4) 権利制限を適用する研究の範囲
- (5) 対象とする著作物（コンテンツ）の種類
- (6) 利用方法・利用態様
- (7) 利用する割合
- (8) 利用する著作物の適法性
- (9) 権利制限以外の方法による対応可能性
- (10) 図書館・アーカイブの利用拡大

## 3 留意事項

- (1) 追加調査の必要性
- (2) 国際的調和への配慮
- (3) 学術出版物の市場の状況

# 1 基礎となる考え方

## (1) 研究目的に係る権利制限規定の検討を行う必要性

- 多様な形での利用実態が明らかに（多様なコンテンツ、多様な利用方法・利用態様）
- 研究者からは、利用に当たっての各種課題の指摘
  - 許諾に時間を要する、煩雑である、利用条件が厳しい
  - コンテンツの著作物該当性が不明確
  - 権利制限規定の適用の有無や範囲が不明確

## (2) 権利制限規定の正当化根拠

- 研究者が行う著作物の研究目的に係る著作物の利用について権利制限規定を設ける場合は、その正当化根拠をどのように考えるのか

## 2 論点

### (1) 研究目的に係る著作物の利用の実態と現行著作権法との関係

- 研究者による多種多様な利用行為が既存の権利制限規定に照らして許容されるか否かについて仕分けが必要
- 仕分けの結果、研究者にとって一般的な行為でありながら既存の権利制限規定が適用されないことで、著作権法を厳格に適用した場合には研究行為の継続が困難となるような、比較的緊急性、重大性が高いと考えられる利用行為については、これを優先的に検討することも考慮することが必要

### (2) 既存の利用許諾市場への影響

- 既に一定の利用許諾市場が形成されている、又は、一定の利用許諾市場が形成される見込みが高いところに新たな権利制限規定を創設するに当たっては、それらの市場への影響を考慮し、権利者の利益保護について適切に配慮することが必要

### (3) 著作権者の利益への影響

- ベルヌ条約の同盟国たる我が国は、研究利用であれ、複製権について権利制限規定を創設するに当たっては、「当該著作物の通常の利用を妨げず、かつ、その著作者の正当な利益を不当に害しない」ことが条件
- 研究利用に関する権利制限規定を創設する場合においても、「スリーステップテスト」に反しない形での制度設計をする必要。例えば補償金請求権の付与についても選択肢の一つとして検討する必要
- 研究利用に関しては、学術書の出版社への影響を十分に考慮することが必要

## 2 論点

### (4) 権利制限を適用する研究の範囲

- ア 研究主体の属性
- イ 研究分野
- ウ 研究目的
- エ 「営利目的」の考え方
- オ 資格要件の必要性
- カ 研究成果の公表や社会への還元
- キ 研究の準備段階の取扱

## 2 論点

### (5) 対象とする著作物（コンテンツ）の種類

- 研究利用に係る権利制限規定の設計によっては、学術書やジャーナルの販売を通じて対価の獲得を期待している出版社の本来的な販売市場に対して大きな影響を与えることになり得る
  - コンテンツ（著作物）の種類ごとの本来的な販売市場等への影響の程度についても考慮しつつ検討することが必要
  - 「絶版」となったコンテンツ（著作物）に関しては、現に販売され市場での入手が容易なコンテンツ（著作物）との間で権利制限規定の適用に差異を設けることを検討することも考え得る

### (6) 利用方法・利用態様

- 研究利用に係る権利制限規定の創設を検討するに当たっては、例えば利用に当たって改変が行われるか否かや、「クレジット」の表示を伴っているか否かなど、利用方法・利用態様による権利制限規定適用の有無及びその範囲等について、研究利用における慣行にも配慮しつつ、検討することが必要

### (7) 利用する割合

- 研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の創設を検討するに当たっては、複製可能な量に関する国際的な慣行、図書館における著作権法第31条の運用の実態、また、研究者による研究利用との相違点等も踏まえ、利用可能とする割合を限定するか否か、限定する場合はその割合についての検討をすることが必要

### (8) 利用する著作物の適法性

- 違法な手段によって利用可能とされている著作物を研究目的のためにダウンロードして利用することの是非については・・・
  - 研究者による研究対象が例えば海賊版サイトそのものであるなどの場合には認められるといった趣旨を述べる意見
  - 権利者の立場に立っての意見としても一定程度で自由に行われてもよいという意見
  - ウェブサイトから著作物等をダウンロードして利用することがあると述べる研究者の中には、著作物等が適法にアップロードされているものであるか否かを特段意識することなく通常利用していると述べる者も

## 2 論点

### (9) 権利制限以外の方法による対応可能性

#### ア 利用許諾等のワンストップ化

- 利用許諾を得て研究利用をする場合について、研究者から次の問題点が指摘される
  - 許諾を申し出る窓口が不明
  - 窓口が明らかであったとしても多くの著作物等について個別に許諾を申請しなければならなかったりして煩雑
- 解決策として、利用許諾等の窓口の一本化を促進することが考えられる（直近の例としてSARTRASの取組）

#### イ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス等の利用促進

- 特に研究者の創作に係る著作物の場合には、著作者たる研究者は自らの著作物を自由に利用してもらいたいと考えていることが多いと考えられる一方、その意思が必ずしも明らかにされていない
  - 研究者からは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのように著作権者の意思を明らかに表示して著作物の利用を活発にするための取組を促進していくことが必要との意見
  - また、表示を義務化すべきという意見
- こうした取組をいかに促進するかについても重要な論点

#### ウ 学術論文のオープン・アクセスのさらなる推進

- 参考として、「オープン・アクセスを推進する情報発信・流通基盤としての役割を果たすことを目的」として開設された「J-STAGE」と称するウェブサイトのような取組

#### エ 学術論文に係る著作権の帰属先

- 研究者からは、特に自然科学分野の学術論文に関して、権威のある有償ジャーナルを出版する出版社が論文掲載の条件として研究者に対して著作権の譲渡を求めていることにより、当該論文の著作者である研究者自身も自らの論文を自由に利用できなくなったり、有償ジャーナルの購読料金が高額化したりするなどの問題が発生しているなどの指摘あり
- 研究会では、ドイツにおいて、2013年の著作権法改正により、50%以上の公的資金を受けた論文については、出版社に対して利用権が譲渡されていた場合でも、最大12ヶ月の「エンバゴ期間」経過後は、研究者が論文をインターネットにアップロードすることができる旨の規定が創設されたことが紹介される

## 2 論点

### (10) 図書館・アーカイブの利用拡大

- 研究者からは・・・
  - 図書館等での利用ルールに関して、図書館によってルールが異なり困るという回答や、著作権法より厳しいルールが運用されているといった回答も
- 委員からは・・・
  - 利用者が求めることができる利用行為が現在は複製に限定されているものを公衆送信に拡大してファクシミリや電子メール等による利用者への提供が可能となるようにしたりするだけでも著作物の研究利用に非常に資する旨の意見
  - 企業内図書館など著作権法上の「図書館等」に当たらない図書館と研究利用との関係についても検討する価値があるのではないかといった趣旨の意見
  - 複製から公衆送信に拡大する場合や、図書館等の主体を拡大する場合には、権利者に適切な対価を還元するため、新たな補償金制度の創設や、図書館と集中管理団体の連携を含めたライセンススキームの活用を検討することなども考えられる、とする意見
- 上記の回答、意見に係る論点についても検討することが考えられる

# 3 留意事項

## (1) 追加調査の必要性

- 本件調査研究における実態調査の対象者は、研究者が18者、権利者が20者（うち、権利者でもある研究者が13者、権利者団体が7者）
- 委員からは、かかる少数者を対象として行う実態調査は「予備調査」に属するものであって、政策判断のためのエビデンスとするには不十分であり、今後、より規模の大きな「本調査」を実施すべきである、との指摘
- 今後、基本的な考え方や具体の制度設計等についての検討を行いつつ、さらに多くの分野、人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるため、さらなる広範な実態調査を行うこと等が考えられる

## (2) 国際的調和への配慮

- 実態調査では、特に外国の学術論文について国際的に多くの市場シェアを獲得している学術出版社が著作権者となっている場合が多いところ、我が国がそうした学術論文の欧米等における利用を超えるような利用を許すような法改正をする場合には、著作権者たる学術出版社からの批判が行われる可能性があり、法改正の内容は当該批判に耐え得るものである必要がある旨の指摘
- かかる指摘への対応という観点からも、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握する必要があると考えられる

## (3) 学術出版物の市場の状況

- 実態調査では、特に自然科学系の研究者の間から、学術出版物の市場において国際的な学術出版社が寡占状態にあることによる弊害を指摘する複数の意見
- 著作権制度と直接の関係はないが、研究活動を促進するうえで重要な課題と考えられる